

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法 施行令	根拠条項	7	資料番号	19-5	担当課	保健福祉課
<p>(根拠規定)</p> <p>○社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年12月15日政令第402号) (指定の取消し) 第七条 主務大臣は、指定養成施設等が<u>第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</u></p> <p>(報告の徴収及び指示) 第六条 略 2 主務大臣は、第二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が<u>適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。</u></p> <p>(指定取消しの申請) 第八条 指定養成施設等について、<u>主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>(処分基準)</p> <p>○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 (昭和62年12月15日厚生労働省令第50号) (社会福祉士の養成施設の指定基準) 第三条 法第七条第二号に規定する養成施設 (別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。次条において同じ。)において法第七条第二号に規定する基礎科目 (以下この号において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。)第一条第二項各号に掲げる者 (2) 学校教育法に基づく短期大学 (修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者 (夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項各号に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設 (以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの (3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの</p>							

(4) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(5) 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が四年以上である者

ロ 修業年限は、六月以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習指導又は相談援助実習を教授できる者であること。

ト 相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(3) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

チ 相談援助演習、相談援助実習指導及び相談援助実習を教授する教員の員数は、それぞれ生徒二十人につき一人以上とすること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

ヌ 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ル 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ヲ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、相談援助実習を行うのに適当なもの（以下この号及び第八条第一項第十号において「実習施設等」という。）を相談援助実習に利用できること。ただし、相談援助実習の一部については、相談援助実習を行うのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

ワ 実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。カにおいて同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

カ 一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

ヨ 専任の事務職員を有すること。

タ 管理及び維持経営の方法が確実であること。

レ 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が

開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ト、チ、ヲからカまで、夕及びレに該当するものであること。

ロ 印刷教材は、別表第三の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ハ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ニ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ホ 面接授業は、養成施設が自ら行うこと。

ヘ 別表第三に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ト 講義室が面接授業の実施期間において確保されていること。

チ 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヌ 事務職員を有すること。

第四条 法第七条第三号 に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条 に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法 に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第三項 各号に掲げる者

(2) 学校教育法 に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項 各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法 に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第九項 各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した者

ロ 修業年限は、一年以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度を、一人は相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習又は相談援助実習指導を教授できる者であること。

ト 前条第一号トからレまでに該当するものであること。

ニ 通信課程に係る基準

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前条第一号ト、チ、ヲからカまで、タ及びレ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

(介護福祉士の養成施設の指定基準)

第五条 法第三十九条第一号 に規定する養成施設（別表第四において「第一号養成施設」という。）に係る令第二条 に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項 の規定により大学に入学することができる者であることとするものであること。

二 修業年限は、二年以上（夜間課程にあつては、三年以上）であること。

三 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

ロ 学校教育法 に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法 に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下この条において「専任教員課程修了者等」という。）であつて、かつ、法第三十九条第一号 から第三号 までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

七 別表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

八 別表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 別表第四のこころとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十 一学級の定員は、五十人以下であること。

十一 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

十二 介護実習室及び入浴実習室並びに調理設備を有する家政実習室を有すること。

十三 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、介護実習の総時間数に対するロの実習の時間数の割合が三分の一以上であるとともに、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次に定める者を実習指導者とする。

イ 介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この号、次号及び第八条第一項第十号において「介護実習施設等」という。）であつて、その人員の配置について介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として三年以上の実務経験を有する者

ロ 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習 介護福祉士の資格を取得した後三年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

(1) 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が三割以上であること。

(2) 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。

(3) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。

(4) 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六 専任の事務職員を有すること。

十七 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十八 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

第六条 法第三十九条第二号 に規定する養成施設及び同条第三号 に規定する養成施設（施行規則第二十条第二号 に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行うものに限る。別表第四において「第二号等養成施設」という。）に係る令第二条 に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法 に基づく大学において法第三十九条第二号 に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者若しくは施行規則第十九条 各号に規定する者又は学校教育法第九十条第一項 の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第二号 に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項 の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号 に掲げる社会福祉士短期養成施設等若しくは社会福祉士一般養成施設等を卒業したものであることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあつては、二年以上）であること。

三 介護実習は、前条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とすること。

四 前条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。

第七条 法第三十九条第三号 に規定する養成施設（施行規則第二十条第一号 に掲げる学校その他の施設を卒業した者に対する教育を行うものに限る。別表第四において「第三号養成施設」という。）に係る令第二条 に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項 の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第一号 に掲げる学校その他の施設が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項 の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号 に掲げる学校その他の施設を卒業した者であることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあつては、二年以上）であること。

三 介護実習は、第五条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とすること。

四 第五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。